

条例の基本的事項の修正について

3 基本理念

「共働によるまちづくり」は、方法であって目的ではないので、他都市の条例のように「市民協働型社会の発展に努める」というような言葉が必要ではないか。目的に向かって共働しようということがないことには、まとまらないのではないかと思う。「自治都市」とか「市民共働型社会の実現」に向け、「共働によるまちづくりを推進する」という言葉が必要ではないか。

「基本理念」に方法論しか羅列していないので、「～をもって自治都市福岡を実現する」という表現にしてはどうかという趣旨の意見だったが、これを参考に考えて欲しい。

「共働によるまちづくりの推進に当たっては」を「共働によるまちづくりのために」とすることで、目的をはっきりさせることができるのではないか。

修正

- ・ 本文に『「自治都市・福岡」の実現に向け』という目的を挿入

「地域の課題解決」が落とされているが、ここではあったほうがいいのではないか。どういった「課題や情報を共有」するのかがわからなくなるし、「共通認識を深め」たあとには、地域コミュニティの活性化を行うとか、地域の課題解決に取り組むといった、取り組みの姿勢が必要ではないか。

認識は、いろんな認識があっていいと思うが、認識だけではいかがかと思う。他都市の条例では、「理解する」とか「尊重する」とか、認識よりもっと先を進んでいる。認識するのは普通のことであり、もう少し先を臨まないと、「基本理念」としては先へ進まないのではないか。そして、それを踏まえて、共有し、課題に取り組むという流れの方がいいのではないか。また、条文の順番も、認識して、共有して、最後に尊重するとなっており、流れが行ったり来たりしている。

修正

- ・ (4)に「地域の課題解決」を挿入

3 基本理念

「基本理念」の部分は抜本的に考えたほうが良いと思う。(1)～(4)の順番については、最初に情報の共有があって、次に役割の尊重、自主性・自立性の尊重と続き、そのうえで、「共働で課題解決に取り組む」とか「共働によるまちづくりを推進する」という流れが良いのではないか。すなわち、それぞれが、それぞれの立場や役割に従って、課題や問題を提起し、情報や課題を共有して、それぞれの立場を尊重し、共働で解決していくという流れである。単に情報や課題を共有するだけでは、共働にはならないと思う。

「共働によるまちづくりの推進」は確かに手段ではあるが、実際にできるようになれば、すごいことだと思う。ただ、「基本理念」の部分の(1)～(4)の順番については、考え直した方が良いと思うし、情報を共有した後、課題解決に向けた取り組みを行うという気持ちを盛り込みたい。

(1)と(3)が一緒でも良いような感じがする。

修正

- ・ (1)～(4)について、表現、順序を整理

教育機関の位置づけとして、まちづくりを推進する役割があるのだという前提になっているが、教育機関がまちづくりを推進するという規定を作ることには違和感がある。確かに、地域の中では重要な役割を担っているが、教育機関は教育機関としての役割があり、様々な問題が出てくる可能性があるのでは。したがって、教育機関は、市民公益活動団体や事業者とは、同じ扱いでない方が良いと思うが。

博多区内の小学校では、町内の人たちが集まっているような活動をするための場所を提供しているところもある。そういうことも含めて、教育機関等のまちづくりということで「基本理念」を考えても良いのでは。

学校が場所を提供するという流れになっていることはわかる。しかし、教育機関といった場合には、学校の中の組織まで全て含まれてしまうと思うし、そうした中でまちづくりを推進せよというのは、いかがかと思う。教育の中身にまで入ってくるという危険性もあるのではないか。

新基本計画やコミュニティの自律経営推進に関する提言では、「大学」という言葉はでてくるが、それ以外の学校についてはあまり出てこないと思うので、そういう意味での検討をお願いしたい。

修正

- ・ 「教育機関」に係る規定を削除

4 市民の役割

「自発的に・・・努めるものとする」とあるが、市民の立場からすれば、上からものを言われているようで、自発性を強制されているような気がする。「基本理念」の部分では、「市民公益活動の自主性・自立性を尊重すること。」と謳っているのに、整合性が取れていないような気がする。他都市の条例では、「市民の役割は、強制されるものではなく、個々の市民の自発性に基づいて行うのもでなければならない」と規定し、反対の捉え方をしているところもあるが。

確かに、違和感が感じられる。努力規定ではなく、他都市の条例も参考にしながら、「基本理念」の部分とも整合性が取れるような文言にして欲しいとの意見であるが、他に意見はないか。

流れとしては、まず自発性があって、次に自立性があって、そのあとに、参加・協力することになるのではないか。また、条例ということで、市民に対する投げかけでもあるので、拘束するのではなく、むしろ前進するような前向きの表現がいいのではないか。

「できる」規定にすることで、自立性や参加のイメージが湧くのではないか。

課題設定や情報共有のため、行政に資料要求ができるという表現にすれば違和感がないというのは、言い過ぎか。

「強制されるものではない」という言葉が入ると困る。できるだけ自治組織に参加してもらわなければならないのに、その言葉だけを抜き出し、参加しなくてもいいということになれば、単位自治会・町内会の弱体化を引き起こす危険性がある。やわらかな表現でもいいので、参加なり、協力なりをすることが望ましいというような表現を入れて欲しい。

「強制されるものではない」とすると、かえって町内会の原点を失ってしまうのではないかという指摘があった。しかし、「努めなければならない」では、「まちづくり」活動にうんざりしてしまうことが懸念される。したがって、市民としては、こういったことが「できる」ということも含めて文言にしてはどうかという3つの論点が出た。

「市の役割」については、精一杯努力したいと思っているし、地域に対しては、分権の方向で検討している。しかし、権利と義務は表裏一体であり、市も義務規定にするが、市民にも同じような気持ちになってもらい、対等のパートナーとして進んでいけるような視点での検討も進めて欲しい。

原案どおり

- ・ 市民の努力義務規定は必要

4 市民の役割

「魅力と活力あるまちづくりの主体」という言葉のつながりが弱いと思う。まちには、安定した地域生活、安心して住めるまちという側面もあり、やたら「魅力」と「活力」という言葉を使うと、ハードの「まちづくり」というイメージになってしまう恐れがあるので、簡単には使わない方がいいのではないか。自発性を持って市民公益活動に参加するということであれば、常にまちを発展させるために市民がいるというよりも、市民自体がまちの構成員だということになる。だから、より、「共働のまちづくり」に参加しなければならないということになってくると思う。「まちづくり」という言葉はあまりたくさん使わず、「共働によるまちづくり」ということにポイントを置くだけでいいのではないか。違う意味で使うと混乱すると思う。「魅力と活力あるまちづくり」については、それぞれのまちに任せるとすることで、削除することとする。

他都市の条例の文言中、「社会に関心を持ち」の部分で「共働によるまちづくり」に置き換えると、いい表現になるのではないか。

修正

- ・ (1)から「魅力と活力あるまちづくり」を削除するとともに、全体の表現について、他都市の条例も参考にしながら整理

5 市民公益活動団体の役割

市民公益活動団体は、継続的に活動を行うように努めなければならないのか。NPOやボランティア団体などは、目的を達成すれば解散する場合もあり得るのでは。継続的という意味は、思いつきで時々活動するようなものでなく、日常的にやったださいというものなのか、それとも、いったん立ち上げたら、ずっと地域のために活動してもらわなければ困るというものなのか、どちらか。

市民公益活動団体の動きが広がっていくためには、あまり、ああしろこうしろというよりも、単発的でやって、役割が終わったので解散するというだけでもいいのではないか。継続性は求めなくてもいいのではないか。

「継続的」はいらないと思うが、言い放しとか、思いつきで活動する恐れがあるということで、入っているのだと思う。そうであれば、「自己の責任において」ではなく、「社会的な責任を自覚し」とすればいいのではないか。社会的な責任があれば、目的を達成したときは、解散しても問題ないのではないか。

「社会的な責任を自覚し、主体的な活動を行うよう努めるものとする」という表現でいいか。

いいと思うが、あわせて、市民公益活動団体の「定義」の部分にも、「継続的」という言葉が入っているので、落とした方がいいのではないか。

「継続的」という言葉は、自治会・町内会等の自治組織にとっては非常に重要な意味があると思うが、NPO・ボランティア団体まで含めて定義付けしているので、違和感があるのではないか。

ということは、「継続的」という言葉は、(3)アの自治会・町内会等の自治組織の役割として残ると考えていいか。

修正

- ・ (1)から「継続的」を削除し、「自己の責任において」を「社会的な責任を自覚し」に修正

情報の公開だけでなく、会計の透明性や公開性ということが、これから重要になってくると思う。市の役割にも入っているが、ここでも入れた方がいいと思う。

「市民公益活動団体は、その活動に当たっては、公正性・透明性を確保しながら、市民公益活動に対する市民の理解・・・」するということでもいいか。

修正

- ・ (2)に「公正性・透明性の確保」を挿入

5 市民公益活動団体の役割

(1)と(2)をわざわざ別にせず、ひとまとめにしてもいいのではないか。
どちらかといえば、(2)の方が基盤整備で、(1)の方が骨格という気がするが。
現状どおり

- ・ (1)は「あるべき姿」、(2)は「望ましい姿」という意味の違いがある。また、ひとまとめにすると、長くなり、わかりづらくなるおそれがある。

案文全体を見ると、バランスが崩れている部分はいくつかある。特に、市民公益活動団体の役割については、「自治会・町内会等の自治組織」と「NPOとボランティア」の役割をわざわざ規定しておきながら、社会福祉協議会や公益法人などについては、何ら触れられていない。とりわけ、「自治会・町内会等の自治組織」と「NPOとボランティア」に焦点を当てているのだということであれば、わからないでもないが。

修正

- ・ 「とりわけ焦点を当てている」という趣旨で表現を整理

6 事業者の役割

「まちづくり」を「共働によるまちづくり」とすべきである。

修正

- ・ 「まちづくり」を「共働によるまちづくり」に修正するとともに、表現を整理

7 市の責務

「市民」や「市民公益活動団体」などの役割については、努力規定になっていたが、「市」の役割については、厳しい方がいいのか、それとも柔らかい方がいいのか。委員一人ひとりの意見を聞きたい。

この条例は、市民公益活動団体の権利や役割を重用して推進するのが目的であり、市としては、市民公益活動団体に対して権限をどんどん委譲していく必要があることから、市には義務を課し、市民には権利を付与するような表現にすべきである。

それぞれの主体ごとに性格があると思うが、市の役割はおのずと違ってくるのではないかと。また、事業者などの役割については、特に努力規定としての要素が強いと思うが、同じ事業者であっても、いろんなスタンスがあり、また、できること、できないことがあるので、このような表現にならざるを得ないと思う。

市の役割としては、市民公益活動団体の自主性をしっかり尊重しなければならないという意味での責任の重さを強調して欲しい。

文末は、そろえた方がいい。「～するものとする」という表現が、ちょうどいいのでは。

条例に基づき、みんながやる気を出せるよう、上からもの申すという表現はやめた方がいいと思う。市の役割については、もう少し厳しい表現の方がいいと思う。

「市民と行政の共働」とはいうものの、行政の役割の大きさを考えると厳しくすべきである。

「共働によるまちづくり」の積極的な推進者として、市のあり方を考えるべきである。

ある都市では、行政は退路を断って条例を推進するという話を聞いたことがあり、目から鱗が落ちる思いがした。

市の役割としては、義務規定の方がいいのではないかと。

修正

- ・ 見出しを「市の役割」から「市の責務」に修正するとともに、(1)～(3)の文末を「～ものとする。」という義務規定の表現に整理

7 市の責務

施策が実効性のあるものでなければ意味がない。「職員一人ひとりの意識改革を図るよう努めるものとする」という前提のもと、どう施策を担保するのかということが必要である。

「職員一人ひとりの意識改革を図る」部分については、条例ができてから何年もたつのに、いつまでも「意識改革を図る」ということではだめだと思うので、「意識を向上する」の方がいいと思う。

「職員の意識改革」では、へりくだりすぎる感があるので、「意識向上」の方がいいと思う。また、市の役割としては、市民公益活動団体の自主性をしっかり尊重しなければならないという意味での責任の重さを強調して欲しい。

(2)の部分は、やたら長くなっているので、主体の一員としての認識を持って意識向上を図るとした方がいいと思う。また、(2)と(3)の順序は逆の方がいいのではない。

(2)において、「研修等の実施」という手段まで書く必要はないのでは。

「研修等を実施する」必要があるということは、それだけ、職員の意識が低いということになるので、そうであれば、研修等にとどまらず、市民公益活動に参加させるというところまで必要になってくるのでは。

市が先頭に立つのが当たり前だと思う。(2)もいらなくらいである。

具体的に「研修等を実施する」というような言葉は入れない方がいいと思う。研修等を実施したことで、やっていますという免責になる可能性がある。

修正

- ・ (2)を(3)とし、「研修等の実施」の実施を削除し、「職員の意識改革」を「職員の意識向上」に修正

(1)～(4)については、誰がどうやるのかということが書かれていないと思う。「共働によるまちづくり」をするのであれば、むしろ市民公益活動団体がやればいいと思うし、市は権限を与えるべきである。単に、「情報の提供」や「学習機会の提供」では、絵に描いた餅であって、自立できないのではないか。市民や市民公益活動団体に資源を与えて、共働し、自立し、伸びていくということになると思うが。

(1)～(4)までは、削除せよということか。

そこまでは言っていない。

「共働によるまちづくり」ができるようになるまでには、20年くらいはかかるのではないかと思う。そこまで達するための条例だという捉え方をすれば、初期的段階においては、市が「情報の提供」や「学習機会の提供」をやってもいいのではないか。そして、自立できそうになったときに、財政支援の部分だけ残るような形で条例を改正をしてもいいのではないか。

先ほど「市民公益活動団体の役割」の部分で削除することとなった「自己の責任において」という言葉が、ここでは生きてくるのではないか。「自己の責任において」活動する人たちに対し、市は何をするのかということだと思う。独り立ちをしていることが前提の人たちへの市の施策という構成になるのでは。

現状どおり

- ・ 新・基本計画や提言において、過渡期における行政の支援の必要性が示されている

市全体を構成する地域が良くなっていくためには、切磋琢磨の関係にあるのが一番早いし、お金もかからないと思う。そういったことが、「市の施策」の部分で表現できればと思う。今のままでは形だけになる恐れがあるので、実質的なものとするためには、競争関係があった方がいい。

「新基本計画」の「暮らし・共働部会」では、まちづくりに熱心でないところは放っておき、熱心なところだけがどんどん育つように行政が支援すべきという意見もあった。

現状どおり

- ・ 市民公益活動団体間の競争関係は、「市民公益活動団体の役割」を果たす過程で生じるもので、「市の施策」の部分では表現しづらい

9 附属機関の設置

「協議会」というイメージがよくわからない。「審議会」と違って、審議したりすることはできないのか。

「協議会」というと、各団体の代表から構成されるのが普通であり、それぞれの立場からの意見ということになるので、「共働によるまちづくり」を推進するための意見が出にくくなるのでは。

調査審議する内容も考えないと、多岐にわたる可能性がある。内容がわからなければ、附属機関の名称も決めづらい。いくつかのイメージを出したうえで検討する方がよいのではないか。

修正

- ・ 附属機関の役割は、「必要な事項の調査審議」であることから、「協議会」ではなく「審議会」に修正

「市長に意見を述べることができる」ということは、逆に言えば、それ以外には市長に意見が言えないのかという捉え方もできるので、むしろ、「市長の諮問を受けて、答申する」とした方がすっきりすると思う。「市長に意見を述べることができる」場は、たくさん作るべきであり、言葉足らずだと思う。

修正

- ・ 「市長に意見を述べることができる」を削除し、「市長の諮問に応じ」を挿入